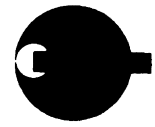


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○奈良県告示式条例の一部を改正する条例(総務課)	二	基準に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	
○奈良県情報公開条例及び奈良県風致地区条例の一部を改正する条例(総務課)	三	○奈良県税条例の一部を改正する条例(税務課)	四
○奈良県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	三	○奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(警察本部)	五
○奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	三	○政治倫理の確立のための奈良県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(議事事務局)	五

### 公布された条例のあらまし

#### ◇奈良県告示式条例の一部を改正する条例

##### 1 奈良県公報の発行

(1) 奈良県公報は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。)により不特定多数の者が奈良県公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることが

きる状態に置く措置であつて規則で定めるものをとる方法により発行するものとする(以下略)。

(2) (1)の方法による奈良県公報の発行は、奈良県公報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする(以下略)。

(3) (1)にかかわらず、事故その他の事情により、(1)の方法により奈良県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。)をもつて奈良県公報を発行することができることとした。

2 その他  
所要の規定の整備を行うこととした。  
3 施行期日  
規則で定める日から施行することとした。

#### ◇奈良県情報公開条例及び奈良県風致地区条例の一部を改正する条例

##### 1 規定の整理

郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が解散されることに伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県情報公開条例
- (2) 奈良県風致地区条例

#### ◇奈良県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

1 資産等報告書等の記載事項の削除  
資産等報告書等に記載する事項から、次に掲げる資産等に係る事項を除くこととした。

(1) 郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)

(2) 金銭信託

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

##### 3 施行期日等

(1) 1の(1)及び3の(2)については平成十九年七月一日から、1の(2)及び2については規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

#### ◇奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正

雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当の支給要件の一部を次のとおり改正することとした。

勤続期間 六月以上 ↓ 十二月以上(雇用保険法に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者にあつては、六月以上)

2 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当の支給要件の一部を次のとおり改正することとした。

勤続期間 六月以上 ↓ 十二月以上(雇用保険法に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者にあつ

ては、六月以上

- 3 施行期日等
  - (1) 平成十九年十月一日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 県民税関係

- (1) 信託に係る県民税について、次のとおり整備を行うこととした。
  - ア 法人課税信託の引受けを行う場合の法人税割の課税地は、信託事務を行う主たる事務所又は事業所の所在地とすることとした。
  - イ 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に法人税割額によって課することとした。
- (2) 県民税の納税義務者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度として総所得金額等から控除することとした。

2 事業税関係

- (1) 信託に係る事業税について、次のとおり整備を行うこととした。
  - (1) 法人課税信託の引受けを行う場合の事業税の課税地は、信託事務を行う主たる事務所又は事業所の所在地とすることとした。
  - (2) 人格のない社団等、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合に事業税の所得割を課することとするほか、特定信託を法人課税信託に統合し、特定信託所得割を廃止することとした。
- 3 その他
  - 所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) 信託法の施行の日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
  - 1の(2)及び3の一部 公布の日
  - 3の一部 平成二十年四月一日
  - 3の一部 証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 所掌事務の追加
  - 刑事部の所掌事務に、犯罪による収益の移転防止に関することを加えることとした。
- 2 施行期日
  - 公布の日から施行することとした。

◇政治倫理の確立のための奈良県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

- 1 資産等報告書等の記載事項の削除
  - 資産等報告書等に記載する事項から、次に掲げる資産等に係る事項を除くこととした。
- (1) 郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）
- (2) 金銭信託
- 2 その他
  - 所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) 1の(1)及び3の(2)については平成十九年十月一日から、1の(2)及び2については証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

条 例

奈良県告示条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

奈良県告示条例の一部を改正する条例

奈良県告示条例（昭和二十八年十二月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第十六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改める。

第五条に見出しとして「（その他の規則及び規程の公表）」を付し、同条第一項中「傍聴人取締規則」を「会議傍聴規則」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「同条」を「同条第一項」に、「当該」を「」に改め、同条第二項中「第四条」を「前条」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「同条」を「同条第一項」に、「機関名」を「機関名」とに改める。

本則に次の一条を加える。  
（奈良県公報の発行）

第六条 奈良県公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が奈良県公報に登録すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものをとる方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による奈良県公報の発行は、奈良県公報に登録すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により奈良県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。）をもって奈良県公報を発行することとする。

とができる。

附則

この条例の施行期日は、規則で定める。

奈良県情報公開条例及び奈良県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

奈良県情報公開条例及び奈良県風致地区条例の一部を改正する条例

(奈良県情報公開条例の一部改正)

第一条 奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(奈良県風致地区条例の一部改正)

第二条 奈良県風致地区条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを二ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(奈良県風致地区条例の一部改正に伴う経過措置)

2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第二条の規定による日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の廃止前に第二条の規定による改正前の奈良県風致地区条例第二条第三項の規定により日本郵政公社が知事とした協議に基づく行為は、第二条の規定による改正後の奈良県風致地区条例第二条第一項の規定により、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百六十六條第一項の規定により当該行為に係る業務等(同法第六條第三項に規定する業務等をいう。)を承継した承継会社等(同項に規定する承継会社等をいう。)に対して知事がした許可に基づく行為とみなす。

奈良県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

奈良県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

奈良県知事の資産等の公開に関する条例(平成十七年十月奈良県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中、「貯金(普通貯金を除く。）」及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金(普通貯金を除く。）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例中第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は平成十九年十月一日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良県知事の資産等の公開に関する条例第二条第一項第四号の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。）」及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金(同法附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。))は、預金とみなす。

奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。以下この条において同じ)にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)」を「同法」に、「同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三條第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者にあつては、六月以上)」に改める。

(県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中「六月以上」を「十二月以上(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)」を「同法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十五條第四項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。